

## 令和4年度 算定基礎届について

名古屋薬業健康保険組合

算定基礎届は、7月1日現在における被保険者全員について、4月・5月・6月に支払われた給与の額を届けていただき、新しい標準報酬月額を決定するための大切な届書です。

この届書により決定された標準報酬月額は、今後の給与に著しい変動がない限り、本年9月分から翌年8月分までの保険料や保険給付の計算の基礎となります。

なお、届出内容に疑義がある場合は突合等の調査をさせていただく事もありますので、あらかじめご了承ください。

算定基礎届は、短期間に事務処理を完了する必要がありますので、提出期限までにお届けいただきますようご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、届出につきましては郵送でのご提出にご協力をお願いいたします。

## [令和4年度変更事項]

- ①令和4年4月から食事に係る現物給与の価額が一部改正されました。
- ②算定基礎届の送付は、終了させていただくことといたしました。  
(日本年金機構の様式を用いてご提出ください。)

## 算定基礎届の作成要領

算定基礎届の記入については、下記事項を基に作成していただきお届けいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 提出期限

**令和4年7月11日(月)必着**

※6月分給与締切日以降受付できますので、ご提出はお早めをお願いいたします。

#### 2 提出していただくもの

##### ①届出用紙で提出する場合

###### (1)算定基礎届

\*日本年金機構の様式をご使用ください。

\*健保分の届書は、管轄年金事務所より送付された「算定基礎届」をコピーして作成していただいてもかまいません。

##### ②磁気媒体(CD)で提出する場合

###### (1)CD

###### (2)磁気媒体届書総括表

※日本年金機構の「届書作成プログラム」等に基づいて作成してください。提出する際の詳細につきましては、日本年金機構のホームページをご参照ください。

##### ③電子申請の場合

###### (1)人事・給与システムにより作成されたデータをマイナポータル経由して提出

\*注 昭和12年4月2日以降生まれの70歳以上の方がみえる場合は、「70歳以上被用者算定基礎届」を併せて提出してください。

(新様式にて届出される場合は不要です。)

### 3 提出を必要とする被保険者の範囲

7月1日現在において事業所に使用される被保険者全員（休職者、長期欠勤者、一時帰休者、育児休業者、介護保険適用除外者も含む）について記載してください。

ただし、次の方は提出の必要はありません。

- (1) 本年6月1日から7月1日までの間に被保険者の資格を取得した方
  - (2) 7月1日付以前に資格を喪失した方（6月30日以前に退職した方）
  - (3) 本年7月に標準報酬月額の変更（随時改定、産前産後休業終了時改定、育児休業等終了時改定）が行われる方
  - (4) 本年8月、9月に標準報酬月額の変更（随時改定、産前産後休業終了時改定、育児休業等終了時改定）が行われる予定の旨、算定基礎届にて申出を行った方
- ※変更が行われないことが判明した場合は、すみやかに算定基礎届を提出してください。

### 4 記載要領

「事業所整理記号」欄は、「健保分」は健康保険被保険者証の記号を、「年金分」は厚生年金保険の事業所整理記号を、それぞれ記入してください。

#### ①「被保険者整理番号（年金整理番号）」欄

記載順序は必ず健康保険証の番号順に記入してください。

健保と年金の番号が異なる場合はそれぞれ記入してください。

#### ②「被保険者氏名」欄

楷書で明瞭に記入してください。

#### ③「生年月日」欄

該当する元号の番号と、年月日を次のようにご記入ください。

例) 昭和53年5月3日 → 5-530503

※元号番号は（昭和-5、平成-7）

#### ④「適用年月」欄

4年9月と記入してください。

#### ⑤「従前の標準報酬月額」欄

現在適用中の標準報酬月額をそれぞれ記入してください。

なお、70歳以上の方は、厚年の従前の標準報酬月額欄に斜線を引いてください。

#### ⑦「昇(降)給」欄

4月～6月の支払期において、昇(降)給のあった月の支払月を記入し、該当する区分を○で囲んでください。

⑧「遡及支払額」欄

4月～6月の支払期において、遡及分の支払があった月と支払われた遡及差額分を記入してください。

⑩「給与計算の基礎日数」欄

各月に支払った報酬のうち、基本給等固定的賃金を算出する際の基礎となった日数を記入してください。例えば、月給者の場合は4月－30日、5月－31日、6月－30日のように各月の給与の締切りに合わせて暦日数を記入し、日給者や時給者は該当する月の出勤日数（例、19日、25日、15日）を記入してください。

\*注 月給者で欠勤日数分に応じて給与が差し引かれる場合は、次のとおり日数を記入してください。

(1) 就業規則、給与規定等に定めた日数がある場合

・・・定めた日数から欠勤日数を除いた日数

(2) 就業規則、給与規定等に定めた日数がない場合

・・・暦日から欠勤日数を除いた日数

⑪「通貨によるものの額」欄

4月、5月及び6月の順序で実際に支払われた総支給額を記入してください。

⑫「現物によるものの額」欄

食事・住宅・定期券といった現物で支払われた金額を記入し、備考欄にその旨を記入してください。食事・住宅については、別表「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」により算定した金額を記入してください。

(令和4年4月1日より食事に係る現物給与の価額が一部改正されました。)

\*注1 食事・住宅で支払われる報酬等については、次のとおり価額を算定してください。

(1) 被保険者の勤務地（常時勤務する場所）が所在する都道府県の価額にて算定

(2) 在籍出向、在宅勤務等により適用事業所以外で常時勤務する方は、適用事業所が所在する都道府県の価額にて算定

\*注2 被保険者より金銭を徴収している場合は告示額から徴収した額を差し引いた差額を報酬月額に加算してください。

ただし、食事については告示額の3分の2以上徴収しているときは、食事の利益はないものとして取扱ってください。

⑭「総計」欄

支払基礎日数が17日以上の報酬月額合計を記入してください。

ただし、パートタイマーの場合で、いずれの月も支払基礎日数が17日ない場合は、15日以上の報酬月額合計を記入してください。

\*注 特定適用事業所等に勤務する短時間労働者の場合、支払基礎日数が11日以上ある月で決定することとなります。

なお、随時改定（月額変更届）については、支払基礎日数は、いずれの月も17日以上（特定適用事業所等に勤務する短時間労働者は11日以上）必要となります。

⑮「平均額」欄

⑫欄に記入した報酬月額をその対象となった月数で除した額を記入してください。（円未満は切り捨て）

⑯「修正平均額」欄

⑫欄の合計額から⑧欄の遡及支払額（支払月17日以上の月に限る）を控除し、支払基礎日数17日以上の月の数で除した額を記入してください。

⑰「個人番号（基礎年金番号）」欄

70歳以上の方のみ記入してください。

⑱「備考」欄

該当する項目がある場合は、○で囲んでください。

なお、「9. その他」には詳細等をご記入ください。（下記参照）

<記入内容>

- ◎ 産前産後休業・育児休業・介護休業中の方  
・・・「○月○日から産休」「○月○日から育休」「○月○日から介休」
- ◎ 長期欠勤中の方・・・「○月○日より長欠中」
- ◎ 休職給を受けた方・・・「○月から○月まで休職給」
- ◎ ストライキによる賃金カットがあった方・・・「カット月、日数」
- ◎ 本年3月1日以降に資格取得した方・・・「取得月日」
- ◎ 現物給与の支給がある方・・・「現物支給の名称等」
- ◎ 一時帰休による休業手当を受けた方  
・・・「○月休業手当」「○月から一時帰休」「○年○月○日一時帰休解消」

## 5 その他

平成23年度から定時決定の取扱いにつきましては当年の4月、5月及び6月の3か月間の報酬の平均額と前年の7月から当年の6月の報酬の平均額から算出した標準報酬月額と比較して2等級以上の差があり、業種や職種の特性上、毎年4月～6月が繁忙期に当たり例年季節的な報酬変動の起こることが見込まれる場合は、年間報酬の平均で保険者算定ができるようになりました。この場合、添付書類として別紙「年間報酬の平均で算定することの申立書」（様式1）と別紙「保険者算定申立に係る例年の状況・標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等」（様式2）が必要です。

詳細につきましてはお問い合わせください。

## 6 注意事項

- 令和3年度の算定基礎届時に決定された標準報酬に比べ、それ以後固定的賃金の変動し2等級以上の差を生じていても、月額変更届が提出されていない方については、すみやかに月額変更届を作成して提出してください。

この場合⑤欄の月額は提出された月額変更届の改定後の標準報酬月額を記入することとなります。

※ 届出には添付書類が必要な場合があります。

- 5月31日までに雇入れた方で、算定基礎届提出時まで資格取得届の提出がされていない方については、算定基礎届に記載するとともに資格取得届も提出してください。
- 7月1日以前に資格喪失した方については、資格喪失届を提出してください。



令和 年 月 日提出

提出者記入欄

事業所整理記号

事業所所在地  
〒 460 - 0002  
名古屋市中区丸の内三丁目1-35

事業所名称  
名古屋業業健康保険組合

事業主氏名  
平成 太郎

電話番号  
052 ( 211 ) 2326

※月末締切、当月25日払い

社会保険労務士記載欄

氏名等

受付印

項目名	① 被保険者番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑤ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ	
	給与支給月	給与計算の基礎日数	① 通貨によるものの額	② 現物によるものの額	③ 合計(①+②)	④ 昇給	⑤ 降給	⑥ 遡及支払額	⑦ 平均額	⑧ 修正平均額

1. 17日未満の月がある場合

項目名	① 被保険者番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑤ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ	
	給与支給月	給与計算の基礎日数	① 通貨によるものの額	② 現物によるものの額	③ 合計(①+②)	④ 昇給	⑤ 降給	⑥ 遡及支払額	⑦ 平均額	⑧ 修正平均額
1	4	23	286,000	9,100	295,100	昇給	降給	585,000	292,500	修正平均額
	5	16	200,000	9,100	-					
	6	22	280,800	9,100	289,900					

支払基礎日数が17日以上の4月、6月の2カ月分の合計を記入

4月、6月分の平均を記入

2. 昇給の差額支給がある場合

項目名	① 被保険者番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑤ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ	
	給与支給月	給与計算の基礎日数	① 通貨によるものの額	② 現物によるものの額	③ 合計(①+②)	④ 昇給	⑤ 降給	⑥ 遡及支払額	⑦ 平均額	⑧ 修正平均額
2	4	30	395,000		395,000	昇給	降給	1,135,000	378,333	修正平均額
	5	31	370,000		370,000					
	6	30	370,000		370,000					

総計から遡及支払額を控除した平均を記入

3. パートタイマーですべての月が17日未満の場合

項目名	① 被保険者番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑤ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ	
	給与支給月	給与計算の基礎日数	① 通貨によるものの額	② 現物によるものの額	③ 合計(①+②)	④ 昇給	⑤ 降給	⑥ 遡及支払額	⑦ 平均額	⑧ 修正平均額
3	4	15	111,100		111,100			229,000	114,500	修正平均額
	5	16	117,900		117,900					
	6	14	104,300		-					

支払基礎日数が15日以上の4月、5月の2カ月分の合計を記入

4月、5月分の平均を記入

「7. パート」を○で囲みます

4. 短時間労働者で11日未満の月がある場合

項目名	① 被保険者番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑤ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ	
	給与支給月	給与計算の基礎日数	① 通貨によるものの額	② 現物によるものの額	③ 合計(①+②)	④ 昇給	⑤ 降給	⑥ 遡及支払額	⑦ 平均額	⑧ 修正平均額
4	4	11	115,800		115,800			238,800	119,400	修正平均額
	5	10	108,000		-					
	6	12	123,000		123,000					

支払基礎日数が11日以上の4月、6月の2カ月分の合計を記入

「6. 短時間労働者」を○で囲みます

5. 中途取得者（取得月は日割支給）の場合

項目名	① 被保険者番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑤ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ	
	給与支給月	給与計算の基礎日数	① 通貨によるものの額	② 現物によるものの額	③ 合計(①+②)	④ 昇給	⑤ 降給	⑥ 遡及支払額	⑦ 平均額	⑧ 修正平均額
5	4	20	200,000		200,000			660,000	220,000	修正平均額
	5	31	230,000		230,000					
	6	30	230,000		230,000					

「4. 途中入社」「9. その他」を○で囲み、資格取得年月日を記入

取得月を除く5月、6月の2カ月分の平均を記入

※ ⑤支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

様式コード  
2 2 2 5

健康保険  
厚生年金保険  
厚生年金保険

被保険者報酬月額算定基礎届  
70歳以上被用者算定基礎届



令和 年 月 日提出

提出者記入欄

事業所整理記号

事業所所在地  
〒 460 - 0002  
名古屋市中区丸の内三丁目1-35

事業所名称  
名古屋業健康保険組合

事業主氏名  
平成 太郎

電話番号  
052 ( 211 ) 2326

受付印

※月末締切、当月25日払い

社会保険労務士記載欄  
氏名等

項目名	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	④ 適用年月	⑤ 個人番号(基礎年金番号) ※70歳以上被用者の場合のみ
	⑥ 算定の標準報酬月額	⑦ 従前改定月	⑧ 月(円)総	⑨ 通及支払額	⑩ 備考
	給与 支給月	給与計算の 基礎日数	⑪ 通算によるもの額 ⑫ 異動によるもの額 ⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計(一定の標準日数以上の月のみ) ⑮ 平均額 ⑯ 修正平均額	

6. 欠勤控除した月(就業規則で定めた日数が21日)がある場合

6	6	業務 花子	7-020630	4	9	月
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
給与 280	280	3	9	1. 昇給 2. 降給	⑰ 通及支払額	⑱
4月 30日	185,000	185,000	538,000	⑲ 総計	538,000	円
5月 19日	168,000	168,000	179,333	⑳ 平均額	179,333	円
6月 30日	185,000	185,000		㉑ 修正平均額		円

支払基礎日数が17日以上の4月、5月、6月の3カ月分の合計を記入

4月、5月、6月分の平均を記入

7. 7月1日現在一時帰休が解消していない場合

7	7	元気 太郎	7-070707	4	9	月
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
給与 280	280	3	9	1. 昇給 2. 降給	⑰ 通及支払額	⑱
4月 30日	282,600	282,600	732,600	⑲ 総計	732,600	円
5月 31日	277,900	277,900	244,200	⑳ 平均額	244,200	円
6月 30日	172,100	172,100		㉑ 修正平均額		円

「9. その他」を○で囲み、休業手当支払月、「○月から一時帰休」と記入

一時帰休の報酬も含め決定

8. 7月1日現在一時帰休が解消した場合

8	8	保険 正	5-450111	4	9	月
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
給与 260	260	3	9	1. 昇給 2. 降給	⑰ 通及支払額	⑱
4月 30日	201,600	201,600	252,000	⑲ 総計	252,000	円
5月 31日	201,600	201,600	252,000	⑳ 平均額	252,000	円
6月 30日	252,000	252,000		㉑ 修正平均額		円

「9. その他」を○で囲み、休業手当の支払月、一時帰休の解消日等を記入

9. 4~6月の報酬が他の月と著しく変動するため年間平均で算定する場合

9	9	名薬 美子	5-601106	4	9	月
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
給与 300	300	3	9	1. 昇給 2. 降給	⑰ 通及支払額	⑱
4月 30日	378,952	378,952	1,078,731	⑲ 総計	1,078,731	円
5月 31日	369,211	369,211	359,577	⑳ 平均額	359,577	円
6月 30日	330,568	330,568	308,357	㉑ 修正平均額	308,357	円

一時帰休解消のため通常給与の6月分を記入

「8. 年間平均」を○で囲みます

10 「添付書類」

- ・年間報酬の平均で算定することの申立書(様式1)
- ・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(様式2)

⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
給与 4月 30日	円	円	円	円	円	円
5月 31日	円	円	円	円	円	円
6月 30日	円	円	円	円	円	円

※ ⑩支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。





# 令和4年4月から現物給与の価額が改正されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改正され、令和4年4月1日より適用されることとなりましたのでお知らせします。

この現物給与の価額の改正につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願いいたします。

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1カ月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1カ月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳につき)	
北海道	22,500	750	190	260	300	1,110	時 価 自社製品 通勤定期券 など
青 森	21,900	730	180	260	290	1,040	
岩 手	21,900	730	180	260	290	1,110	
宮 城	21,900	730	180	260	290	1,520	
秋 田	21,900	730	180	260	290	1,110	
山 形	22,800	760	190	270	300	1,250	
福 島	22,500	750	190	260	300	1,200	
茨 城	21,900	730	180	260	290	1,340	
栃 木	21,900	730	180	260	290	1,320	
群 馬	21,600	720	180	250	290	1,280	
埼 玉	22,200	740	190	260	290	1,810	
千 葉	22,500	750	190	260	300	1,760	
東 京	23,100	770	190	270	310	2,830	
神奈川	22,800	760	190	270	300	2,150	
新 潟	22,200	740	190	260	290	1,360	
富 山	22,500	750	190	260	300	1,290	
石 川	23,100	770	190	270	310	1,340	
福 井	23,700	790	200	280	310	1,220	
山 梨	22,200	740	190	260	290	1,260	
長 野	21,300	710	180	250	280	1,250	
岐 阜	22,200	740	190	260	290	1,230	
静 岡	22,200	740	190	260	290	1,460	
愛 知	21,900	730	180	260	290	1,560	
三 重	22,500	750	190	260	300	1,260	
滋 賀	21,900	730	180	260	290	1,410	
京 都	22,500	750	190	260	300	1,810	
大 阪	22,200	740	190	260	290	1,780	
兵 庫	22,200	740	190	260	290	1,580	
奈 良	21,600	720	180	250	290	1,310	
和歌山	22,500	750	190	260	300	1,170	
鳥 取	22,800	760	190	270	300	1,190	
島 根	22,800	760	190	270	300	1,150	
岡 山	22,500	750	190	260	300	1,360	
広 島	22,500	750	190	260	300	1,410	
山 口	22,800	760	190	270	300	1,140	
徳 島	22,800	760	190	270	300	1,160	
香 川	22,500	750	190	260	300	1,210	
愛 媛	22,500	750	190	260	300	1,130	
高 知	22,500	750	190	260	300	1,130	
福 岡	21,600	720	180	250	290	1,430	
佐 賀	21,900	730	180	260	290	1,170	
長 崎	22,200	740	190	260	290	1,150	
熊 本	22,500	750	190	260	300	1,150	
大 分	22,200	740	190	260	290	1,170	
宮 崎	21,600	720	180	250	290	1,080	
鹿児島	22,500	750	190	260	300	1,110	
沖 縄	23,100	770	190	270	310	1,290	


※改正箇所は赤字・下線で表示しています。

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。
- 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。

1. 食事で支払われる報酬等について  
告知額の3分の2以上に相当する額を食費として徴収されている場合には、現物による食事の供与はないものとして取り扱ってください。
2. 住宅で支払われる報酬等について
  - (1) 価額の算出にあたっては、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室が対象とし、玄関、台所(炊事場)、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など居住室以外の室、また、店、事務室、旅館の客室などの営業用の室は含めません。  
(ダイニングキッチンが台所部分を除きます。)

[例]

浴室		玄関	台所	洋室4.5帖	バルコニー
トイレ	洗面所	廊下	居間10帖		
和室6帖					

 の部分が対象になります。

- (2) 洋間については、3. 3平方メートルを2畳の割合で畳数に換算して価額を算出してください。
3. その他  
住宅・食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合はその価額を、定めがない場合は実際費用を「時価」(税込価格)としてください。

健康保険組合、年金事務所あてに  
作成してください。

名古屋薬業健康保険組合 様

年間報酬の平均で算定することの申立書

当事業所は〇〇〇〇〇業を行っており、(当事業所内の〇〇部門では、) 毎年、4月から6月までの間は、〇〇〇〇〇〇の理由により繁忙期となることから、健康保険及び厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり、健康保険法第41条及び厚生年金保険法第21条の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」(年間) にて決定していただくよう申立てします。

なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

令和 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

連絡先

※ 業種等は正確に記入いただき、理由は具体的に記載をお願いします。

## 保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額と比較及び被保険者の同意等

### 【申請にあたっての注意事項】

- ・この用紙は、算定基礎届をお届けいただくにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- ・この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- ・また、被保険者の同意を得ている必要がありますので、同意欄に被保険者の自署にて氏名を記入いただくか記名のうえ押印してください。
- ・なお、標準報酬月額は、年金や傷病手当金など、被保険者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことにご留意下さい。

事業所整理記号		事業所名称	
---------	--	-------	--

被保険者整理番号	被保険者の氏名	生年月日	種別

### 【前年7月～当年6月の報酬額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数		通貨によるものの額	現物によるものの額	合計
年 7 月	日	円	円	円
年 8 月	日	円	円	円
年 9 月	日	円	円	円
年 10 月	日	円	円	円
年 11 月	日	円	円	円
年 12 月	日	円	円	円
年 1 月	日	円	円	円
年 2 月	日	円	円	円
年 3 月	日	円	円	円
年 4 月	日	円	円	円
年 5 月	日	円	円	円
年 6 月	日	円	円	円

### 【標準報酬月額の比較欄】※全て事業主が記載してください。

従前の標準報酬月額	健康保険	厚生年金保険
	千円	千円

前年7月～本年6月の合計額(※)	前年7月～本年6月の平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
円	円		千円		千円

本年4月～6月の合計額(※)	本年4月～6月の平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
円	円		千円		千円

2等級以上(○又は×)	修正平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
	円		千円		千円

### 【標準報酬月額の比較欄】の(※)部分を算出する場合は、以下にご注意ください。

- ① 支払基礎日数17日未満(短時間労働者は11日未満)の月の報酬額は除く。
- ② 短時間就労者の場合は、「通常の方法で算出した標準報酬月額」(当年4月～6月)の支払基礎日数を17日以上月の報酬の平均額とした場合には、「年間平均で算出した標準報酬月額」(前年7月～当年6月)も17日以上月の報酬の平均額。  
ただし、被保険者区分が短時間労働者で支払基礎日数が11日以上である月があれば、その月も年間平均の算定の対象月とする。  
「通常の方法で算出した標準報酬月額」の支払基礎日数が17日以上ないので、15日以上17日未満の月の報酬の平均額とした場合には、「年間平均で算出した標準報酬月額」は、支払基礎日数が15日以上月の報酬の平均額。
- ③ 低額の休職給を受けた月、ストライキによる賃金カットを受けた月及び一時休休に伴う休業手当等を受けた月を除く。
- ④ 給与の支払いに遅延がある場合は  
ア 前年6月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年7月～当年6月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除く。  
イ 前年7月～当年6月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、当年7月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除く。
- ⑤ この保険者算定の要件に該当する場合は、「修正平均額」には、「前年7月～本年6月の平均額」を記入。
- ⑥ 上記①～④に該当した場合は、その旨を【備考欄】に記入。

### 【被保険者の同意欄】

私は本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当事業所が申立てすることに同意します。

被保険者氏名

### 【備考欄】

